

外務省及び財務省同時発表

平成 18 年 6 月 29 日

外務省
財務省
経済産業省

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について

我が国は、今般、国際連合安全保障理事会決議第 1591 号及び 1672 号に基づき、資産凍結等の措置の対象者に指定されたスーダンにおけるダルフール和平障害関与者等計 4 個人に対し、次のとおり資産凍結等の措置を講ずることとした。

(1) 措置の内容

外務省告示(6月30日公布)により、スーダンにおけるダルフール和平障害関与者等として指定された者に対し、外国為替及び外国貿易法に基づき、次の措置を6月30日から実施する。

支払規制

資産凍結等の措置の対象者に指定されたスーダンにおけるダルフール和平障害関与者等向け支払等を許可制とする。

資本取引規制

資産凍結等の措置の対象者に指定されたスーダンにおけるダルフール和平障害関与者等との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) 対象者

別添参照

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第一課	03-3580-3311 内線5228
財務省国際局調査課外国為替室	03-3581-4111 内線 2868
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	03-3501-1511 内線 3242
	丸原、中野

(別添)

(氏名は名・姓の順に表記)

1. ガアファル・ムハンマド・エルハサン

Gaffar Mohammed ELHASSAN

(指定の根拠) スーダン国軍(SAF)西部地域司令官(少将)。専門家パネルの報告において、ガアファル・ムハンマド・エルハサン少将は専門家パネルに対して、西部地域司令官在任中、ダルフールにおけるすべての部隊への直接的な作戦指揮権(主に戦術指揮)を有していたと述べた。同人は、2004年11月頃から2006年初めまで西部地域司令官の職にあった。パネルの情報によると、同人は、この職により、委員会の事前承認なくダルフールへの軍用装備の移動を(ハルツームから)要求し(2005年3月29日以降、)許可し、国連安保理決議1591のpara7違反の責任を有した。同人自身、専門家パネルに対し2005年3月29日から2005年12月までの間、スーダンの他の地域からダルフールへ航空機、航空機エンジン、その他の軍用装備を持ち込んだ旨認めた。例えば、同人は、専門家パネルに対し2005年9月18日から21日の間、Mi-24攻撃ヘリコプター2機をダルフールに許可なく持ち込んだ旨伝えた。同人が西部地域司令官として、2005年7月23日、24日のアブ・ハムラ周辺地域及び2005年11月19日の西ダルフール・ジャバル・ムーン地域への航空攻撃を許可したことについて、直接的な責任を有すると信じるに至る合理的な根拠もある。両作戦には、Mi-24攻撃ヘリコプターが関与しており、伝えられるところでは両作戦において射撃を行った。専門家パネルの報告では、同人自身が専門家パネルに対し西部地域司令官として、航空支援及び他の航空作戦の要請を承認した旨示唆した。(専門家パネル報告S/2006/65 para266-269参照。)同人は、このような行為を通じて、国連安保理決議第1591号の関連規定に違反しており、したがって委員会により指定される制裁の対象とされるべき基準を満たしている。

2. (シェイク) ムーサ・ヒラール(注:(シェイク)は敬称)

(Sheikh) Musa HILAL

(指定の根拠) 北ダルフール・ジャール族大部族長。ヒューマン・ライツ・ウォッチからの報告は、同団体は、シェイク・ムーサ・ヒラール指揮下のムジャーヒディーン及び志願兵の活動が(北ダルフール)地域に展開し、その不可欠な要求を確保することを認めるよう「地区の治安部隊」に命令する旨の北ダルフールの地方政府事務所から入手した2004年2月13日付メモを保有しているとしている。2005年9月28日、400名のアラブ系民兵が、西ダルフールのアロ・シャロー(IDP キャンプを含む)アコー、ゴズメナの村々を襲撃した。また、委員会は、同人がアロ・シャロー国内避難民キャンプ襲撃の際現場にいたとも信じている。同人の子息はスーダン解放軍(SLA)によるシャレイア襲撃の際に殺害されたため、個人的な流血の争いに関与していた。同人は、大部族長として、これらの行為についての直接的な責任を有し、国際人権人道法違反及びその他の残虐行為についての責任を有すると信じるに足る合理的な根拠がある。

3. アーダム・ヤークーブ・シャント

Adam Yacub SHANT

(別名) アーダム・ヤークーブ・シャリフ (Adam Yacub Sharif)、アーダム・ヤークーブ (Adam Yacoub)

(生年月日・出生地) 1976年頃

(指定の根拠) スーダン解放軍 (S L A) 司令官。アーダム・ヤークーブ・シャント指揮下のスーダン解放軍兵士は、2005年7月23日にアブ・ハムラ近傍でトラック車列を護衛していたスーダン政府軍部隊を攻撃し、兵士3名を殺害したことにより、停戦合意に違反した。同攻撃後、政府軍の武器・弾薬は略奪された。専門家パネルは、S L A兵士の攻撃は明らかに組織化され、十分に計画されていたとの情報を有している。したがって、専門家パネルが結論付けたように、同人が地域S L A司令官として、同攻撃を認知し、承認あるいは命令したにちがいないと推定することは合理的である。したがって、同人は同攻撃についての直接的な責任を有しており、列挙された基準を満たしている。

4. ガブリエル・アブドゥルカリーム・バドリ

Gabril Abdul Kareem BADRI

(指定の根拠) 改革・開発国家運動 (NMRD) 現地司令官。バドリは、2005年10月のダルフルにおけるアフリカ連合 (A U) スーダン・ミッション (A M I S) 要員誘拐についての責任を有している。同人は、公然とA M I Sの任務の妨害を試みている。例えば、2005年11月、ジャバル・ムーン地域においてA Uのヘリコプターを撃墜すると脅迫した。このような行為を通じて、同人は、ダルフルの安定に対する脅威を構成し、国連安保理決議第1591号に明らかに違反しており、委員会により指定される制裁の対象とされるべき基準を満たしている。